

薩摩川内市未来のまち創生整備基金条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 2 号

薩摩川内市未来のまち創生整備基金条例

(設置)

第 1 条 本市の地域振興及び地域住民の福祉の向上を図るために実施する公共施設等の整備に要する経費の財源に充てるため、薩摩川内市未来のまち創生整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の全部又は一部及びその他の財源をもって、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上又は公金預金の保全を図る必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要があると認める場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日又は令和 7 年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の交付の申請に係る交付の決定の日のいずれか遅い日から施行する。